

○これまでの処理案件

横浜市勝馬投票券発売税に対する総務大臣の不同意に係る審査の申出について（平成13年）

【概要】

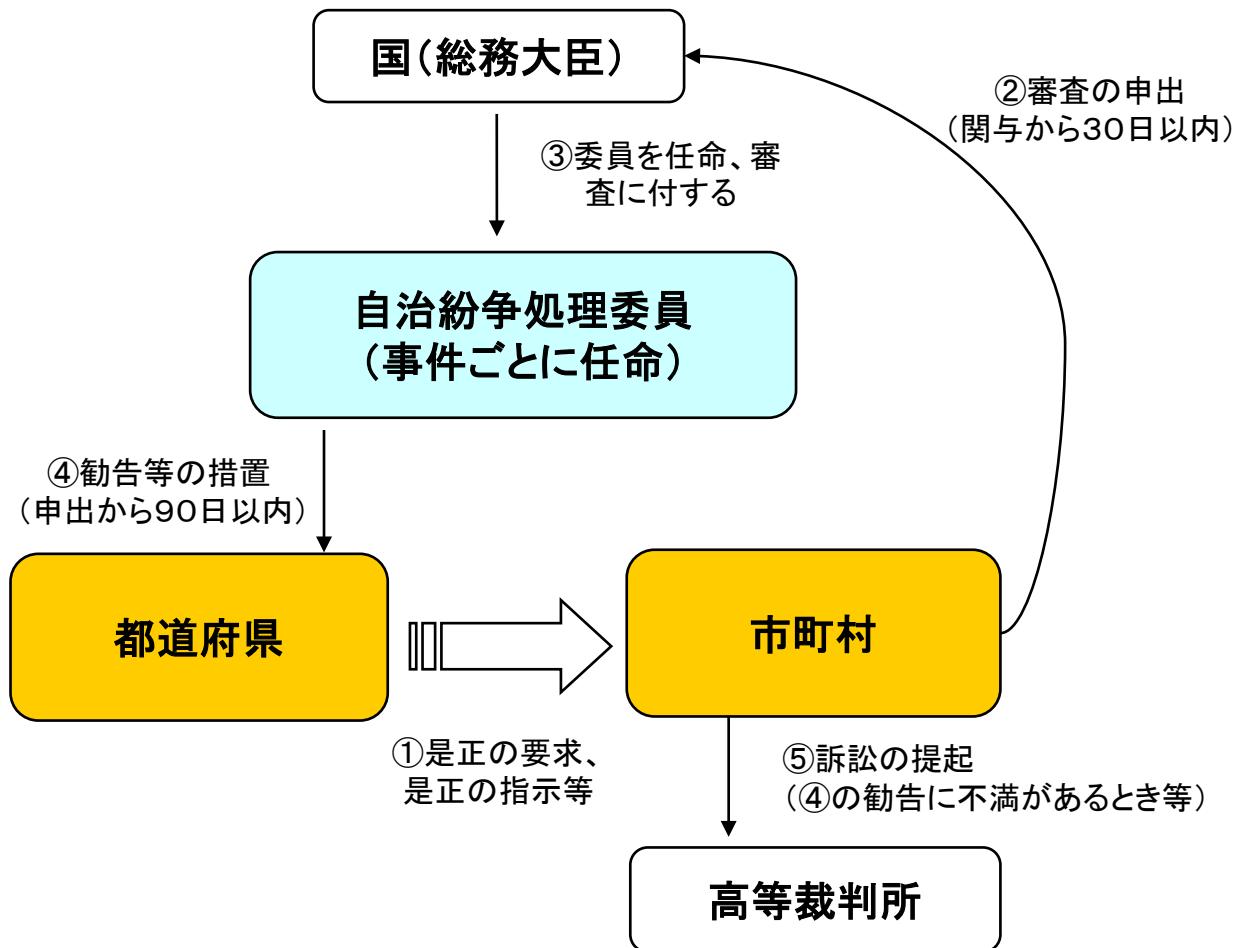
国地方係争処理委員会は、普通地方公共団体に対する国の関与について、地方公共団体の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

国の関与が違法又は不当であると認められる場合には、国の行政庁に対して必要な措置を講すべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：常設(5名)
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、国は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。地方公共団体は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

自治紛争処理委員制度の概要



○これまでの処理案件：なし

【概要】

自治紛争処理委員は事件ごとに任命され、市町村に対する都道府県の関与について市町村の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

都道府県の関与が違法又は不当であると認められる場合には、都道府県の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：事件ごとに任命（3名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、都道府県は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。
市町村は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能